

改定前 (旧)	改定後 (新)
2022 年 4 月 22 日制定	2022 年 4 月 22 日制定 2022 年 10 月 25 日改定
ツーリングプラン 「関越道・東北道コース」 利用約款 第 1 条～第 5 条 省略 第 6 条（登録内容の変更） 本商品の申込みが完了した後は、登録内容を変更することはできません。登録内容の変更が必要な場合は、第 1 2 条第 2 項に定める解約を行った上で、再度インターネットで申込みください。 第 7 条～第 8 条 略 第 9 条（他の割引との適用関係） 本商品は、E T Cマイレージサービスによる割引以外の割引を重複して適用しません。 2 E T Cマイレージサービスによる割引は、本商品の料金の額に適用します。 3 本商品の対象となる各通行がE T Cマイレージサービスによる平日朝夕割引の割引対象となる通行の場合であっても、当該割引の利用回数として算入しません。	ツーリングプラン 「関越道・東北道コース」 利用約款 第 1 条～第 5 条 省略 第 6 条（登録内容の変更） 本商品の申込みが完了した後は、登録内容を変更することはできません。登録内容の変更が必要な場合は、第 1 3 条第 2 項に定める解約を行った上で、再度インターネットで申込みください。 第 7 条～第 8 条 略 第 9 条（他の割引との適用関係） E T Cマイレージサービスによるポイント付与は、本商品の料金の額に適用します。 2 前項に定めるポイント付与に加え、次条に定める特別ポイントを付与します。 3 本商品は、前 2 項に定めるポイント付与以外の割引を重複して適用しません。 4 本商品の対象となる各通行がE T Cマイレージサービスによ

第10条（適用対象外及び無効） 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本商品の適用対象外とし、当社は、その通行にかかる通常の料金の支払いを受けます。 - 一 登録したETCカード以外のものを使用したとき - 二 登録した二輪車以外の自動車で行ったことが確認されたとき - 三 本商品が最初に適用された走行の二輪車と異なる二輪車で走行したとき - 四 入口料金所、出口料金所とも登録した利用期間以外の日に行ったとき - 五 登録した利用期間に第7条第1項に定める通行がなかったとき	る平日朝夕割引の割引対象となる通行の場合であっても、当該割引の利用回数として算入しません。 第10条（ETCマイレージサービスの特別ポイントの付与） 2022年11月7日（月）から2022年11月30日（水）までの期間における、月曜日から金曜日までの間の日のみを利用期間として申込み、第7条第1項に定める通行を行った場合、ETCマイレージサービスの特別ポイントを、本商品の料金の額10円毎に1.5ポイント付与するものとします。 2 前項に定める特別ポイントは、本商品の利用のあった月の翌々月20日までに付与します。 第11条（適用対象外及び無効） 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本商品の適用対象外とし、当社は、その通行にかかる通常の料金の支払いを受けます。 - 一 登録したETCカード以外のものを使用したとき - 二 登録した二輪車以外の自動車で行ったことが確認されたとき - 三 本商品が最初に適用された走行の二輪車と異なる二輪車で走行したとき - 四 入口料金所、出口料金所とも登録した利用期間以外の日に行ったとき - 五 登録した利用期間に第7条第1項に定める通行がなかったとき
---	---

き

六 第7条第1項に定める通行以外の通行をしたとき。ただし、周遊において、周遊エリア内外の料金所相互間を通行した場合、周遊エリア内にあたる部分と周遊エリア外にあたる部分で走行を分割し、前者は本商品の適用対象となり、後者にかかる通常の料金の支払いを受けます（E T C時間帯割引にかかる入口時間、出口時間の判定は分割前の入口時間、出口時間となります。）（以下「区間外料金」といいます。）。なお、本商品と区間外料金の総計が最も安価となる特段の取扱は行いません。また、入口料金所、出口（または本線）料金所ともに周遊エリア外のときは、周遊エリアを通過した場合であっても当該走行の全区間が本商品の適用外となります。

2 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本商品の申込みを無効とし、当社は、利用期間の全ての通行にかかる通常料金の支払いを受けます。また、当社供用約款に違反し料金を不法に免れたと認められる場合は、当社は、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第26条の規定により、通常料金のほか割増金の支払いを受けます。

一 セットアップされたE T C車載器を自動車に取り付けずに通行したとき

二 登録した1枚のE T Cカードを同時に2台以上の自動車に使用したとき

三 前二号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本商品を利用したとき

とき

六 第7条第1項に定める通行以外の通行をしたとき。ただし、周遊において、周遊エリア内外の料金所相互間を通行した場合、周遊エリア内にあたる部分と周遊エリア外にあたる部分で走行を分割し、前者は本商品の適用対象となり、後者にかかる通常の料金の支払いを受けます（E T C時間帯割引にかかる入口時間、出口時間の判定は分割前の入口時間、出口時間となります。）（以下「区間外料金」といいます。）。なお、本商品と区間外料金の総計が最も安価となる特段の取扱は行いません。また、入口料金所、出口（または本線）料金所ともに周遊エリア外のときは、周遊エリアを通過した場合であっても当該走行の全区間が本商品の適用外となります。

2 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本商品の申込みを無効とし、当社は、利用期間の全ての通行にかかる通常料金の支払いを受けます。また、当社供用約款に違反し料金を不法に免れたと認められる場合は、当社は、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第26条の規定により、通常料金のほか割増金の支払いを受けます。

一 セットアップされたE T C車載器を自動車に取り付けずに通行したとき

二 登録した1枚のE T Cカードを同時に2台以上の自動車に使用したとき

三 前二号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本商品

第 1 1 条（同時に適用要件を満たす他の商品の申込みがある場合の取扱） 本商品と同時に適用要件を満たす他の商品（当社以外の有料道路事業者が取り扱うものや、ツーリングプランの他のコースを含み、二輪車定率割引を除きます。）の申込みがある場合、商品間に特定の適用順序を付けることなく適用します。なお、本商品と同時に適用要件を満たす他の商品の申込みがある場合、本商品及び当該他の商品並びに各商品に関わる区間外料金の総計が最も安価となる特段の取扱は行いません。 2 二輪車定率割引とツーリングプランを重複して申込みがある場合は、ツーリングプランを優先して適用します。ツーリングプランが適用されない走行（ツーリングプランの対象エリアをまたいだ走行における区間外分を含みます。）について、二輪車定率割引の割引適用要件を満たす場合は、二輪車定率割引を適用します。 第 1 2 条（解約等） 登録した利用期間に登録した E T C カードで第 7 条第 1 項に定める通行をした場合は、途中解約、払戻し及び一部返金を行いません。ただし、自然災害等により本商品の利用に著しく影響を及ぼしたと当社が判断した場合は、この限りではありません。 2 利用開始の前までに申し出があった場合に限り本商品を解約で	を利用したとき 第 1 2 条（同時に適用要件を満たす他の商品の申込みがある場合の取扱） 本商品と同時に適用要件を満たす他の商品（当社以外の有料道路事業者が取り扱うものや、ツーリングプランの他のコースを含み、二輪車定率割引を除きます。）の申込みがある場合、商品間に特定の適用順序を付けることなく適用します。なお、本商品と同時に適用要件を満たす他の商品の申込みがある場合、本商品及び当該他の商品並びに各商品に関わる区間外料金の総計が最も安価となる特段の取扱は行いません。 2 二輪車定率割引とツーリングプランを重複して申込みがある場合は、ツーリングプランを優先して適用します。ツーリングプランが適用されない走行（ツーリングプランの対象エリアをまたいだ走行における区間外分を含みます。）について、二輪車定率割引の割引適用要件を満たす場合は、二輪車定率割引を適用します。 第 1 3 条（解約等） 登録した利用期間に登録した E T C カードで第 7 条第 1 項に定める通行をした場合は、途中解約、払戻し及び一部返金を行いません。ただし、自然災害等により本商品の利用に著しく影響を及ぼしたと当社が判断した場合は、この限りではありません。 2 利用開始の前までに申し出があった場合に限り本商品を解約
--	--

きます。

3 前項に定める解約が行われない場合も、登録した利用期間に登録したE T Cカードで第7条第1項に定める通行が無かった場合は、申込時に遡って解約したものとし、当社は、本商品の料金の支払いを受けません。

第13条（個人情報の保護）

本商品の申込者の個人情報は、当社が別に定める個人情報の保護に関する方針に従って適切に取扱います。

第14条（免責事項）

当社は次の各号の一に該当する場合は、本商品の申込者が被った被害について一切責任を負いません。

- 一 当社の責めに帰することができない登録内容の誤りにより、本商品の利用に影響を及ぼしたとき
- 二 当社の責めに帰することができない通信上の障害又は事故により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき
- 三 当社の責めに帰することができない通信上の盗聴、妨害又は事故により、本商品の申込者の個人情報が漏えいし、改ざんし又は窃取されたとき
- 四 当社の責めに帰することができない通行止め又は渋滞により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき
- 五 天災地変その他の不可抗力により、本商品の利用に影響を及ぼ

できます。

3 前項に定める解約が行われない場合も、登録した利用期間に登録したE T Cカードで第7条第1項に定める通行が無かった場合は、申込時に遡って解約したものとし、当社は、本商品の料金の支払いを受けません。

第14条（個人情報の保護）

本商品の申込者の個人情報は、当社が別に定める個人情報の保護に関する方針に従って適切に取扱います。

第15条（免責事項）

当社は次の各号の一に該当する場合は、本商品の申込者が被った被害について一切責任を負いません。

- 一 当社の責めに帰することができない登録内容の誤りにより、本商品の利用に影響を及ぼしたとき
- 二 当社の責めに帰することができない通信上の障害又は事故により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき
- 三 当社の責めに帰することができない通信上の盗聴、妨害又は事故により、本商品の申込者の個人情報が漏えいし、改ざんし又は窃取されたとき
- 四 当社の責めに帰することができない通行止め又は渋滞により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき
- 五 天災地変その他の不可抗力により、本商品の利用に影響を及

したとき 第15条（約款の変更） 当社は、特別の事情により、この約款を変更することがあります。 2 当社は、前項の変更を行った場合は、変更内容を当社ホームページへの掲示等の方法でお知らせします。 3 当社は、第1項の変更によって本商品の申込者が被った損害について、一切責任を負いません。 附則 この約款は、2022年4月22日（金）14時から2022年11月30日（水）までの申込みに適用します。 別表1～別表2 略	ぼしたとき 第16条（約款の変更） 当社は、特別の事情により、この約款を変更することがあります。 2 当社は、前項の変更を行った場合は、変更内容を当社ホームページへの掲示等の方法でお知らせします。 3 当社は、第1項の変更によって本商品の申込者が被った損害について、一切責任を負いません。 附則 この約款は、2022年10月25日（火）14時から施行します。なお、この約款の施行の際現に改定前の約款による本商品の申込みが完了している申込者についても、この約款の規定を適用します。 別表1～別表2 略
--	---

改定前 (旧)	改定後 (新)
2022 年 4 月 22 日制定	2022 年 4 月 22 日制定 2022 年 10 月 25 日改定
ツーリングプラン 「東北道・常磐道コース ミニ」 利用約款	ツーリングプラン 「東北道・常磐道コース ミニ」 利用約款
第 1 条～第 5 条 省略	第 1 条～第 5 条 省略
第 6 条（登録内容の変更） 本商品の申込みが完了した後は、登録内容を変更することはできません。登録内容の変更が必要な場合は、第 1 2 条第 2 項に定める解約を行った上で、再度インターネットで申込みください。	第 6 条（登録内容の変更） 本商品の申込みが完了した後は、登録内容を変更することはできません。登録内容の変更が必要な場合は、第 1 3 条第 2 項に定める解約を行った上で、再度インターネットで申込みください。
第 7 条～第 8 条 略	第 7 条～第 8 条 略
第 9 条（他の割引との適用関係） 本商品は、E T Cマイレージサービスによる割引以外の割引を重複して適用しません。 2 E T Cマイレージサービスによる割引は、本商品の料金の額に適用します。 3 本商品の対象となる各通行が E T Cマイレージサービスによる平日朝夕割引の割引対象となる通行の場合であっても、当該割引の利用回数として算入しません。	第 9 条（他の割引との適用関係） E T Cマイレージサービスによるポイント付与は、本商品の料金の額に適用します。 2 前項に定めるポイント付与に加え、次条に定める特別ポイントを付与します。 3 本商品は、前 2 項に定めるポイント付与以外の割引を重複して適用しません。 4 本商品の対象となる各通行が E T Cマイレージサービスによ

第 1 0 条（適用対象外及び無効） 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本商品の適用対象外とし、当社は、その通行にかかる通常の料金の支払いを受けます。 - 一 登録した E T C カード以外のものを使用したとき - 二 登録した二輪車以外の自動車で通行されたことが確認されたとき - 三 本商品が最初に適用された走行の二輪車と異なる二輪車で走行したとき - 四 入口料金所、出口料金所とも登録した利用期間以外の日に通 行したとき - 五 登録した利用期間に第 7 条第 1 項に定める通行がなかったと	る平日朝夕割引の割引対象となる通行の場合であっても、当該割引の利用回数として算入しません。 第 1 0 条（E T C マイレージサービスの特別ポイントの付与） 2 0 2 2 年 1 1 月 7 日（月）から 2 0 2 2 年 1 1 月 3 0 日（水）までの期間における、月曜日から金曜日までの間の日のみを利用期間として申込み、第 7 条第 1 項に定める通行を行った場合、E T C マイレージサービスの特別ポイントを、本商品の料金の額 1 0 円毎に 1 . 5 ポイント付与するものとします。 2 前項に定める特別ポイントは、本商品の利用のあった月の翌々月 2 0 日までに付与します。 第 1 1 条（適用対象外及び無効） 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本商品の適用対象外とし、当社は、その通行にかかる通常の料金の支払いを受けます。 - 一 登録した E T C カード以外のものを使用したとき - 二 登録した二輪車以外の自動車で通行されたことが確認されたとき - 三 本商品が最初に適用された走行の二輪車と異なる二輪車で走行したとき - 四 入口料金所、出口料金所とも登録した利用期間以外の日に通 行したとき - 五 登録した利用期間に第 7 条第 1 項に定める通行がなかった
---	---

き 六 第7条第1項に定める通行以外の通行をしたとき。ただし、周遊において、周遊エリア内外の料金所相互間を通行した場合、周遊エリア内にあたる部分と周遊エリア外にあたる部分で走行を分割し、前者は本商品の適用対象となり、後者にかかる通常の料金の支払いを受けます（E T C時間帯割引にかかる入口時間、出口時間の判定は分割前の入口時間、出口時間となります。）（以下「区間外料金」といいます。）。なお、本商品と区間外料金の総計が最も安価となる特段の取扱は行いません。また、入口料金所、出口（または本線）料金所ともに周遊エリア外の場合は、周遊エリアを通過した場合であっても当該走行の全区間が本商品の適用外となります。 2 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本商品の申込みを無効とし、当社は、利用期間の全ての通行にかかる通常料金の支払いを受けます。また、当社供用約款に違反し料金を不法に免れたと認められる場合は、当社は、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第26条の規定により、通常料金のほか割増金の支払いを受けます。 一 セットアップされたE T C車載器を自動車に取り付けずに通行したとき 二 登録した1枚のE T Cカードを同時に2台以上の自動車に使用したとき 三 前二号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本商品を利用したとき	とき 六 第7条第1項に定める通行以外の通行をしたとき。ただし、周遊において、周遊エリア内外の料金所相互間を通行した場合、周遊エリア内にあたる部分と周遊エリア外にあたる部分で走行を分割し、前者は本商品の適用対象となり、後者にかかる通常の料金の支払いを受けます（E T C時間帯割引にかかる入口時間、出口時間の判定は分割前の入口時間、出口時間となります。）（以下「区間外料金」といいます。）。なお、本商品と区間外料金の総計が最も安価となる特段の取扱は行いません。また、入口料金所、出口（または本線）料金所ともに周遊エリア外の場合は、周遊エリアを通過した場合であっても当該走行の全区間が本商品の適用外となります。 2 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本商品の申込みを無効とし、当社は、利用期間の全ての通行にかかる通常料金の支払いを受けます。また、当社供用約款に違反し料金を不法に免れたと認められる場合は、当社は、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第26条の規定により、通常料金のほか割増金の支払いを受けます。 一 セットアップされたE T C車載器を自動車に取り付けずに通行したとき 二 登録した1枚のE T Cカードを同時に2台以上の自動車に使用したとき 三 前二号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本商品
---	---

第 1 1 条（同時に適用要件を満たす他の商品の申込みがある場合の取扱） 本商品と同時に適用要件を満たす他の商品（当社以外の有料道路事業者が取り扱うものや、ツーリングプランの他のコースを含み、二輪車定率割引を除きます。）の申込みがある場合、商品間に特定の適用順序を付けることなく適用します。なお、本商品と同時に適用要件を満たす他の商品の申込みがある場合、本商品及び当該他の商品並びに各商品に関わる区間外料金の総計が最も安価となる特段の取扱は行いません。 2 二輪車定率割引とツーリングプランを重複して申込みがある場合は、ツーリングプランを優先して適用します。ツーリングプランが適用されない走行（ツーリングプランの対象エリアをまたいだ走行における区間外分を含みます。）について、二輪車定率割引の割引適用要件を満たす場合は、二輪車定率割引を適用します。 第 1 2 条（解約等） 登録した利用期間に登録した E T C カードで第 7 条第 1 項に定める通行をした場合は、途中解約、払戻し及び一部返金を行いません。ただし、自然災害等により本商品の利用に著しく影響を及ぼしたと当社が判断した場合は、この限りではありません。 2 利用開始の前までに申し出があった場合に限り本商品を解約で	を利用したとき 第 1 2 条（同時に適用要件を満たす他の商品の申込みがある場合の取扱） 本商品と同時に適用要件を満たす他の商品（当社以外の有料道路事業者が取り扱うものや、ツーリングプランの他のコースを含み、二輪車定率割引を除きます。）の申込みがある場合、商品間に特定の適用順序を付けることなく適用します。なお、本商品と同時に適用要件を満たす他の商品の申込みがある場合、本商品及び当該他の商品並びに各商品に関わる区間外料金の総計が最も安価となる特段の取扱は行いません。 2 二輪車定率割引とツーリングプランを重複して申込みがある場合は、ツーリングプランを優先して適用します。ツーリングプランが適用されない走行（ツーリングプランの対象エリアをまたいだ走行における区間外分を含みます。）について、二輪車定率割引の割引適用要件を満たす場合は、二輪車定率割引を適用します。 第 1 3 条（解約等） 登録した利用期間に登録した E T C カードで第 7 条第 1 項に定める通行をした場合は、途中解約、払戻し及び一部返金を行いません。ただし、自然災害等により本商品の利用に著しく影響を及ぼしたと当社が判断した場合は、この限りではありません。 2 利用開始の前までに申し出があった場合に限り本商品を解約
--	--

きます。 3 前項に定める解約が行われない場合も、登録した利用期間に登録した E T C カードで第 7 条第 1 項に定める通行が無かった場合は、申込時に遡って解約したものとし、当社は、本商品の料金の支払いを受けません。 第 1 3 条（個人情報の保護） 本商品の申込者の個人情報は、当社が別に定める個人情報の保護に関する方針に従って適切に取扱います。 第 1 4 条（免責事項） 当社は次の各号の一に該当する場合は、本商品の申込者が被った被害について一切責任を負いません。 一 当社の責めに帰することができない登録内容の誤りにより、本商品の利用に影響を及ぼしたとき 二 当社の責めに帰することができない通信上の障害又は事故により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき 三 当社の責めに帰することができない通信上の盗聴、妨害又は事故により、本商品の申込者の個人情報が漏えいし、改ざんし又は窃取されたとき 四 当社の責めに帰することができない通行止め又は渋滞により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき 五 天災地変その他の不可抗力により、本商品の利用に影響を及ぼ	できます。 3 前項に定める解約が行われない場合も、登録した利用期間に登録した E T C カードで第 7 条第 1 項に定める通行が無かった場合は、申込時に遡って解約したものとし、当社は、本商品の料金の支払いを受けません。 第 1 4 条（個人情報の保護） 本商品の申込者の個人情報は、当社が別に定める個人情報の保護に関する方針に従って適切に取扱います。 第 1 5 条（免責事項） 当社は次の各号の一に該当する場合は、本商品の申込者が被った被害について一切責任を負いません。 一 当社の責めに帰することができない登録内容の誤りにより、本商品の利用に影響を及ぼしたとき 二 当社の責めに帰することができない通信上の障害又は事故により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき 三 当社の責めに帰することができない通信上の盗聴、妨害又は事故により、本商品の申込者の個人情報が漏えいし、改ざんし又は窃取されたとき 四 当社の責めに帰することができない通行止め又は渋滞により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき 五 天災地変その他の不可抗力により、本商品の利用に影響を及
---	---

したとき 第15条（約款の変更） 当社は、特別の事情により、この約款を変更することがあります。 2 当社は、前項の変更を行った場合は、変更内容を当社ホームページへの掲示等の方法でお知らせします。 3 当社は、第1項の変更によって本商品の申込者が被った損害について、一切責任を負いません。 附則 この約款は、2022年4月22日（金）14時から2022年11月30日（水）までの申込みに適用します。 別表1～別表2 略	ぼしたとき 第16条（約款の変更） 当社は、特別の事情により、この約款を変更することがあります。 2 当社は、前項の変更を行った場合は、変更内容を当社ホームページへの掲示等の方法でお知らせします。 3 当社は、第1項の変更によって本商品の申込者が被った損害について、一切責任を負いません。 附則 この約款は、2022年10月25日（火）14時から施行します。なお、この約款の施行の際現に改定前の約款による本商品の申込みが完了している申込者についても、この約款の規定を適用します。 別表1～別表2 略
--	---

改定前 (旧)	改定後 (新)
2022 年 4 月 22 日制定	2022 年 4 月 22 日制定 2022 年 10 月 25 日改定
ツーリングプラン 「東北道・常磐道コース ワイド」 利用約款	ツーリングプラン 「東北道・常磐道コース ワイド」 利用約款
第 1 条～第 5 条 省略	第 1 条～第 5 条 省略
第 6 条（登録内容の変更） 本商品の申込みが完了した後は、登録内容を変更することはできません。登録内容の変更が必要な場合は、第 1 2 条第 2 項に定める解約を行った上で、再度インターネットで申込みください。	第 6 条（登録内容の変更） 本商品の申込みが完了した後は、登録内容を変更することはできません。登録内容の変更が必要な場合は、第 1 3 条第 2 項に定める解約を行った上で、再度インターネットで申込みください。
第 7 条～第 8 条 略	第 7 条～第 8 条 略
第 9 条（他の割引との適用関係） 本商品は、E T Cマイレージサービスによる割引以外の割引を重複して適用しません。 2 E T Cマイレージサービスによる割引は、本商品の料金の額に適用します。 3 本商品の対象となる各通行が E T Cマイレージサービスによる平日朝夕割引の割引対象となる通行の場合であっても、当該割引の利用回数として算入しません。	第 9 条（他の割引との適用関係） E T Cマイレージサービスによるポイント付与は、本商品の料金の額に適用します。 2 前項に定めるポイント付与に加え、次条に定める特別ポイントを付与します。 3 本商品は、前 2 項に定めるポイント付与以外の割引を重複して適用しません。 4 本商品の対象となる各通行が E T Cマイレージサービスによ

第 1 0 条（適用対象外及び無効） 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本商品の適用対象外とし、当社は、その通行にかかる通常の料金の支払いを受けます。 - 一 登録した E T C カード以外のものを使用したとき - 二 登録した二輪車以外の自動車で通行されたことが確認されたとき - 三 本商品が最初に適用された走行の二輪車と異なる二輪車で走行したとき - 四 入口料金所、出口料金所とも登録した利用期間以外の日に通 行したとき - 五 登録した利用期間に第 7 条第 1 項に定める通行がなかったと	る平日朝夕割引の割引対象となる通行の場合であっても、当該割引の利用回数として算入しません。 第 1 0 条（E T C マイレージサービスの特別ポイントの付与） 2 0 2 2 年 1 1 月 7 日（月）から 2 0 2 2 年 1 1 月 3 0 日（水）までの期間における、月曜日から金曜日までの間の日のみを利用期間として申込み、第 7 条第 1 項に定める通行を行った場合、E T C マイレージサービスの特別ポイントを、本商品の料金の額 1 0 円毎に 1. 5 ポイント付与するものとします。 2 前項に定める特別ポイントは、本商品の利用のあった月の翌々月 2 0 日までに付与します。 第 1 1 条（適用対象外及び無効） 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本商品の適用対象外とし、当社は、その通行にかかる通常の料金の支払いを受けます。 - 一 登録した E T C カード以外のものを使用したとき - 二 登録した二輪車以外の自動車で通行されたことが確認されたとき - 三 本商品が最初に適用された走行の二輪車と異なる二輪車で走行したとき - 四 入口料金所、出口料金所とも登録した利用期間以外の日に通 行したとき - 五 登録した利用期間に第 7 条第 1 項に定める通行がなかった
---	--

き 六 第7条第1項に定める通行以外の通行をしたとき。ただし、周遊において、周遊エリア内外の料金所相互間を通行した場合、周遊エリア内にあたる部分と周遊エリア外にあたる部分で走行を分割し、前者は本商品の適用対象となり、後者にかかる通常の料金の支払いを受けます（E T C時間帯割引にかかる入口時間、出口時間の判定は分割前の入口時間、出口時間となります。）（以下「区間外料金」といいます。）。なお、本商品と区間外料金の総計が最も安価となる特段の取扱は行いません。また、入口料金所、出口（または本線）料金所ともに周遊エリア外の場合は、周遊エリアを通過した場合であっても当該走行の全区間が本商品の適用外となります。 2 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本商品の申込みを無効とし、当社は、利用期間の全ての通行にかかる通常料金の支払いを受けます。また、当社供用約款に違反し料金を不法に免れたと認められる場合は、当社は、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第26条の規定により、通常料金のほか割増金の支払いを受けます。 一 セットアップされたE T C車載器を自動車に取り付けずに通行したとき 二 登録した1枚のE T Cカードを同時に2台以上の自動車に使用したとき 三 前二号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本商品を利用したとき	とき 六 第7条第1項に定める通行以外の通行をしたとき。ただし、周遊において、周遊エリア内外の料金所相互間を通行した場合、周遊エリア内にあたる部分と周遊エリア外にあたる部分で走行を分割し、前者は本商品の適用対象となり、後者にかかる通常の料金の支払いを受けます（E T C時間帯割引にかかる入口時間、出口時間の判定は分割前の入口時間、出口時間となります。）（以下「区間外料金」といいます。）。なお、本商品と区間外料金の総計が最も安価となる特段の取扱は行いません。また、入口料金所、出口（または本線）料金所ともに周遊エリア外の場合は、周遊エリアを通過した場合であっても当該走行の全区間が本商品の適用外となります。 2 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本商品の申込みを無効とし、当社は、利用期間の全ての通行にかかる通常料金の支払いを受けます。また、当社供用約款に違反し料金を不法に免れたと認められる場合は、当社は、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第26条の規定により、通常料金のほか割増金の支払いを受けます。 一 セットアップされたE T C車載器を自動車に取り付けずに通行したとき 二 登録した1枚のE T Cカードを同時に2台以上の自動車に使用したとき 三 前二号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本商品
---	---

第 1 1 条（同時に適用要件を満たす他の商品の申込みがある場合の取扱） 本商品と同時に適用要件を満たす他の商品（当社以外の有料道路事業者が取り扱うものや、ツーリングプランの他のコースを含み、二輪車定率割引を除きます。）の申込みがある場合、商品間に特定の適用順序を付けることなく適用します。なお、本商品と同時に適用要件を満たす他の商品の申込みがある場合、本商品及び当該他の商品並びに各商品に関わる区間外料金の総計が最も安価となる特段の取扱は行いません。 2 二輪車定率割引とツーリングプランを重複して申込みがある場合は、ツーリングプランを優先して適用します。ツーリングプランが適用されない走行（ツーリングプランの対象エリアをまたいだ走行における区間外分を含みます。）について、二輪車定率割引の割引適用要件を満たす場合は、二輪車定率割引を適用します。 第 1 2 条（解約等） 登録した利用期間に登録した E T C カードで第 7 条第 1 項に定める通行をした場合は、途中解約、払戻し及び一部返金を行いません。ただし、自然災害等により本商品の利用に著しく影響を及ぼしたと当社が判断した場合は、この限りではありません。 2 利用開始の前までに申し出があった場合に限り本商品を解約で	を利用したとき 第 1 2 条（同時に適用要件を満たす他の商品の申込みがある場合の取扱） 本商品と同時に適用要件を満たす他の商品（当社以外の有料道路事業者が取り扱うものや、ツーリングプランの他のコースを含み、二輪車定率割引を除きます。）の申込みがある場合、商品間に特定の適用順序を付けることなく適用します。なお、本商品と同時に適用要件を満たす他の商品の申込みがある場合、本商品及び当該他の商品並びに各商品に関わる区間外料金の総計が最も安価となる特段の取扱は行いません。 2 二輪車定率割引とツーリングプランを重複して申込みがある場合は、ツーリングプランを優先して適用します。ツーリングプランが適用されない走行（ツーリングプランの対象エリアをまたいだ走行における区間外分を含みます。）について、二輪車定率割引の割引適用要件を満たす場合は、二輪車定率割引を適用します。 第 1 3 条（解約等） 登録した利用期間に登録した E T C カードで第 7 条第 1 項に定める通行をした場合は、途中解約、払戻し及び一部返金を行いません。ただし、自然災害等により本商品の利用に著しく影響を及ぼしたと当社が判断した場合は、この限りではありません。 2 利用開始の前までに申し出があった場合に限り本商品を解約
--	--

きます。 3 前項に定める解約が行われない場合も、登録した利用期間に登録した E T C カードで第 7 条第 1 項に定める通行が無かった場合は、申込時に遡って解約したものとし、当社は、本商品の料金の支払いを受けません。 第 1 3 条（個人情報の保護） 本商品の申込者の個人情報は、当社が別に定める個人情報の保護に関する方針に従って適切に取扱います。 第 1 4 条（免責事項） 当社は次の各号の一に該当する場合は、本商品の申込者が被った被害について一切責任を負いません。 一 当社の責めに帰することができない登録内容の誤りにより、本商品の利用に影響を及ぼしたとき 二 当社の責めに帰することができない通信上の障害又は事故により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき 三 当社の責めに帰することができない通信上の盗聴、妨害又は事故により、本商品の申込者の個人情報が漏えいし、改ざんし又は窃取されたとき 四 当社の責めに帰することができない通行止め又は渋滞により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき 五 天災地変その他の不可抗力により、本商品の利用に影響を及ぼ	できます。 3 前項に定める解約が行われない場合も、登録した利用期間に登録した E T C カードで第 7 条第 1 項に定める通行が無かった場合は、申込時に遡って解約したものとし、当社は、本商品の料金の支払いを受けません。 第 1 4 条（個人情報の保護） 本商品の申込者の個人情報は、当社が別に定める個人情報の保護に関する方針に従って適切に取扱います。 第 1 5 条（免責事項） 当社は次の各号の一に該当する場合は、本商品の申込者が被った被害について一切責任を負いません。 一 当社の責めに帰することができない登録内容の誤りにより、本商品の利用に影響を及ぼしたとき 二 当社の責めに帰することができない通信上の障害又は事故により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき 三 当社の責めに帰することができない通信上の盗聴、妨害又は事故により、本商品の申込者の個人情報が漏えいし、改ざんし又は窃取されたとき 四 当社の責めに帰することができない通行止め又は渋滞により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき 五 天災地変その他の不可抗力により、本商品の利用に影響を及
---	---

したとき 第15条（約款の変更） 当社は、特別の事情により、この約款を変更することがあります。 2 当社は、前項の変更を行った場合は、変更内容を当社ホームページへの掲示等の方法でお知らせします。 3 当社は、第1項の変更によって本商品の申込者が被った損害について、一切責任を負いません。 附則 この約款は、2022年4月22日（金）14時から2022年11月30日（水）までの申込みに適用します。 別表1～別表2 略	ぼしたとき 第16条（約款の変更） 当社は、特別の事情により、この約款を変更することがあります。 2 当社は、前項の変更を行った場合は、変更内容を当社ホームページへの掲示等の方法でお知らせします。 3 当社は、第1項の変更によって本商品の申込者が被った損害について、一切責任を負いません。 附則 この約款は、2022年10月25日（火）14時から施行します。なお、この約款の施行の際現に改定前の約款による本商品の申込みが完了している申込者についても、この約款の規定を適用します。 別表1～別表2 略
--	---

改定前 (旧)	改定後 (新)
2022 年 4 月 22 日制定	2022 年 4 月 22 日制定 2022 年 10 月 25 日改定
ツーリングプラン 「東関東道・館山道コース」 利用約款 第 1 条～第 5 条 省略 第 6 条（登録内容の変更） 本商品の申込みが完了した後は、登録内容を変更することはできません。登録内容の変更が必要な場合は、第 1 2 条第 2 項に定める解約を行った上で、再度インターネットで申込みください。 第 7 条～第 8 条 略 第 9 条（他の割引との適用関係） 本商品は、E T Cマイレージサービスによる割引以外の割引を重複して適用しません。 2 E T Cマイレージサービスによる割引は、本商品の料金の額に適用します。 3 本商品の対象となる各通行が E T Cマイレージサービスによる平日朝夕割引の割引対象となる通行の場合であっても、当該割引の利用回数として算入しません。	ツーリングプラン 「東関東道・館山道コース」 利用約款 第 1 条～第 5 条 省略 第 6 条（登録内容の変更） 本商品の申込みが完了した後は、登録内容を変更することはできません。登録内容の変更が必要な場合は、第 1 3 条第 2 項に定める解約を行った上で、再度インターネットで申込みください。 第 7 条～第 8 条 略 第 9 条（他の割引との適用関係） E T Cマイレージサービスによるポイント付与は、本商品の料金の額に適用します。 2 前項に定めるポイント付与に加え、次条に定める特別ポイントを付与します。 3 本商品は、前 2 項に定めるポイント付与以外の割引を重複して適用しません。 4 本商品の対象となる各通行が E T Cマイレージサービスによ

第 1 0 条（適用対象外及び無効） 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本商品の適用対象外とし、当社は、その通行にかかる通常の料金の支払いを受けます。 - 一 登録した E T C カード以外のものを使用したとき - 二 登録した二輪車以外の自動車で通行されたことが確認されたとき - 三 本商品が最初に適用された走行の二輪車と異なる二輪車で走行したとき - 四 入口料金所、出口料金所とも登録した利用期間以外の日に通 行したとき - 五 登録した利用期間に第 7 条第 1 項に定める通行がなかったと	る平日朝夕割引の割引対象となる通行の場合であっても、当該割引の利用回数として算入しません。 第 1 0 条（E T C マイレージサービスの特別ポイントの付与） 2 0 2 2 年 1 1 月 7 日（月）から 2 0 2 2 年 1 1 月 3 0 日（水）までの期間における、月曜日から金曜日までの間の日のみを利用期間として申込み、第 7 条第 1 項に定める通行を行った場合、E T C マイレージサービスの特別ポイントを、本商品の料金の額 1 0 円毎に 1. 5 ポイント付与するものとします。 2 前項に定める特別ポイントは、本商品の利用のあった月の翌々月 2 0 日までに付与します。 第 1 1 条（適用対象外及び無効） 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本商品の適用対象外とし、当社は、その通行にかかる通常の料金の支払いを受けます。 - 一 登録した E T C カード以外のものを使用したとき - 二 登録した二輪車以外の自動車で通行されたことが確認されたとき - 三 本商品が最初に適用された走行の二輪車と異なる二輪車で走行したとき - 四 入口料金所、出口料金所とも登録した利用期間以外の日に通 行したとき - 五 登録した利用期間に第 7 条第 1 項に定める通行がなかった
---	--

き 六 第7条第1項に定める通行以外の通行をしたとき。ただし、周遊において、周遊エリア内外の料金所相互間を通行した場合、周遊エリア内にあたる部分と周遊エリア外にあたる部分で走行を分割し、前者は本商品の適用対象となり、後者にかかる通常の料金の支払いを受けます（E T C時間帯割引にかかる入口時間、出口時間の判定は分割前の入口時間、出口時間となります。）（以下「区間外料金」といいます。）。なお、本商品と区間外料金の総計が最も安価となる特段の取扱は行いません。また、入口料金所、出口（または本線）料金所ともに周遊エリア外の場合は、周遊エリアを通過した場合であっても当該走行の全区間が本商品の適用外となります。 2 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本商品の申込みを無効とし、当社は、利用期間の全ての通行にかかる通常料金の支払いを受けます。また、当社供用約款に違反し料金を不法に免れたと認められる場合は、当社は、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第26条の規定により、通常料金のほか割増金の支払いを受けます。 一 セットアップされたE T C車載器を自動車に取り付けずに通行したとき 二 登録した1枚のE T Cカードを同時に2台以上の自動車に使用したとき 三 前二号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本商品を利用したとき	とき 六 第7条第1項に定める通行以外の通行をしたとき。ただし、周遊において、周遊エリア内外の料金所相互間を通行した場合、周遊エリア内にあたる部分と周遊エリア外にあたる部分で走行を分割し、前者は本商品の適用対象となり、後者にかかる通常の料金の支払いを受けます（E T C時間帯割引にかかる入口時間、出口時間の判定は分割前の入口時間、出口時間となります。）（以下「区間外料金」といいます。）。なお、本商品と区間外料金の総計が最も安価となる特段の取扱は行いません。また、入口料金所、出口（または本線）料金所ともに周遊エリア外の場合は、周遊エリアを通過した場合であっても当該走行の全区間が本商品の適用外となります。 2 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本商品の申込みを無効とし、当社は、利用期間の全ての通行にかかる通常料金の支払いを受けます。また、当社供用約款に違反し料金を不法に免れたと認められる場合は、当社は、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第26条の規定により、通常料金のほか割増金の支払いを受けます。 一 セットアップされたE T C車載器を自動車に取り付けずに通行したとき 二 登録した1枚のE T Cカードを同時に2台以上の自動車に使用したとき 三 前二号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本商品
---	---

第 1 1 条（同時に適用要件を満たす他の商品の申込みがある場合の取扱） 本商品と同時に適用要件を満たす他の商品（当社以外の有料道路事業者が取り扱うものや、ツーリングプランの他のコースを含み、二輪車定率割引を除きます。）の申込みがある場合、商品間に特定の適用順序を付けることなく適用します。なお、本商品と同時に適用要件を満たす他の商品の申込みがある場合、本商品及び当該他の商品並びに各商品に関わる区間外料金の総計が最も安価となる特段の取扱は行いません。 2 二輪車定率割引とツーリングプランを重複して申込みがある場合は、ツーリングプランを優先して適用します。ツーリングプランが適用されない走行（ツーリングプランの対象エリアをまたいだ走行における区間外分を含みます。）について、二輪車定率割引の割引適用要件を満たす場合は、二輪車定率割引を適用します。 第 1 2 条（解約等） 登録した利用期間に登録した E T C カードで第 7 条第 1 項に定める通行をした場合は、途中解約、払戻し及び一部返金を行いません。ただし、自然災害等により本商品の利用に著しく影響を及ぼしたと当社が判断した場合は、この限りではありません。 2 利用開始の前までに申し出があった場合に限り本商品を解約で	を利用したとき 第 1 2 条（同時に適用要件を満たす他の商品の申込みがある場合の取扱） 本商品と同時に適用要件を満たす他の商品（当社以外の有料道路事業者が取り扱うものや、ツーリングプランの他のコースを含み、二輪車定率割引を除きます。）の申込みがある場合、商品間に特定の適用順序を付けることなく適用します。なお、本商品と同時に適用要件を満たす他の商品の申込みがある場合、本商品及び当該他の商品並びに各商品に関わる区間外料金の総計が最も安価となる特段の取扱は行いません。 2 二輪車定率割引とツーリングプランを重複して申込みがある場合は、ツーリングプランを優先して適用します。ツーリングプランが適用されない走行（ツーリングプランの対象エリアをまたいだ走行における区間外分を含みます。）について、二輪車定率割引の割引適用要件を満たす場合は、二輪車定率割引を適用します。 第 1 3 条（解約等） 登録した利用期間に登録した E T C カードで第 7 条第 1 項に定める通行をした場合は、途中解約、払戻し及び一部返金を行いません。ただし、自然災害等により本商品の利用に著しく影響を及ぼしたと当社が判断した場合は、この限りではありません。 2 利用開始の前までに申し出があった場合に限り本商品を解約
--	--

きます。 3 前項に定める解約が行われない場合も、登録した利用期間に登録したE T Cカードで第7条第1項に定める通行が無かった場合は、申込時に遡って解約したものとし、当社は、本商品の料金の支払いを受けません。 第13条（個人情報の保護） 本商品の申込者の個人情報は、当社が別に定める個人情報の保護に関する方針に従って適切に取扱います。 第14条（免責事項） 当社は次の各号の一に該当する場合は、本商品の申込者が被った被害について一切責任を負いません。 一 当社の責めに帰することができない登録内容の誤りにより、本商品の利用に影響を及ぼしたとき 二 当社の責めに帰することができない通信上の障害又は事故により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき 三 当社の責めに帰することができない通信上の盗聴、妨害又は事故により、本商品の申込者の個人情報が漏えいし、改ざんし又は窃取されたとき 四 当社の責めに帰することができない通行止め又は渋滞により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき 五 天災地変その他の不可抗力により、本商品の利用に影響を及ぼ	できます。 3 前項に定める解約が行われない場合も、登録した利用期間に登録したE T Cカードで第7条第1項に定める通行が無かった場合は、申込時に遡って解約したものとし、当社は、本商品の料金の支払いを受けません。 第14条（個人情報の保護） 本商品の申込者の個人情報は、当社が別に定める個人情報の保護に関する方針に従って適切に取扱います。 第15条（免責事項） 当社は次の各号の一に該当する場合は、本商品の申込者が被った被害について一切責任を負いません。 一 当社の責めに帰することができない登録内容の誤りにより、本商品の利用に影響を及ぼしたとき 二 当社の責めに帰することができない通信上の障害又は事故により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき 三 当社の責めに帰することができない通信上の盗聴、妨害又は事故により、本商品の申込者の個人情報が漏えいし、改ざんし又は窃取されたとき 四 当社の責めに帰することができない通行止め又は渋滞により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき 五 天災地変その他の不可抗力により、本商品の利用に影響を及
---	---

したとき 第15条（約款の変更） 当社は、特別の事情により、この約款を変更することがあります。 2 当社は、前項の変更を行った場合は、変更内容を当社ホームページへの掲示等の方法でお知らせします。 3 当社は、第1項の変更によって本商品の申込者が被った損害について、一切責任を負いません。 附則 この約款は、2022年4月22日（金）14時から2022年11月30日（水）までの申込みに適用します。 別表1～別表2 略	ぼしたとき 第16条（約款の変更） 当社は、特別の事情により、この約款を変更することがあります。 2 当社は、前項の変更を行った場合は、変更内容を当社ホームページへの掲示等の方法でお知らせします。 3 当社は、第1項の変更によって本商品の申込者が被った損害について、一切責任を負いません。 附則 この約款は、2022年10月25日（火）14時から施行します。なお、この約款の施行の際現に改定前の約款による本商品の申込みが完了している申込者についても、この約款の規定を適用します。 別表1～別表2 略
--	---